一般社団法人 不耕起自然農法推進機構 定 款

一般社団法人 不耕起自然農法推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人不耕起自然農法推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 京都府京都市 に置く。 2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置する。 これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境の保全と人間の健康に対し高い問題意識を有する会員相互の協力のもとに、無農薬・無肥料・不耕起農法(以下「自然農法」)を主とする環境保全型農業の調査研究及び技術開発などを行い、これを広く一般に啓発し、もって農業の健全な発展、生物多様性を考慮した環境の育成、保健の増進、社会教育への貢献、食糧自給率の向上、国際協力活動など、わが国の公益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1)自然農法の調査研究及び普及活動
- (2)自然農法のモデル農園の運営
- (3)自然農法の生産農家への啓発・技術支援・認定・顕彰
- (4)自然農法の農作物を購入する消費者への啓発
- (5)自然農法の生産農家と消費者とのネットワーク形成と推進
- (6)土壌や作物の成分等の分析・試験・検査の受託及び斡旋
- (7)勉強会・講演会・セミナー・印刷物の刊行
- (8)環境・保健・教育における諸問題の調査研究及び普及活動
- (9)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から第9号の事業は、日本国内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、以下の2種とする。正会員をもって、一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」)に規定する社員とし、これら社員 をもってこの法人を構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業活動を賛助する個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、 その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつで も退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)総社員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1)社員の除名
 - (2)理事及び監事の選任又は解任
 - (3)理事及び監事の報酬等の額
 - (4)一般社団・財団法人法第 113 条に規定する役員の責任の一部免除
 - (5)役員の責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
 - (6)定款の変更
 - (7)事業の全部又は一部の譲渡
 - (8)解散及び継続
 - (9)合併契約の承認
 - (10)第43条に規定する残余財産の帰属の決定
 - (11)役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - (12)社員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業務及び財産の 状況を調査する者の選任
 - (13)入会金及び会費
 - (14)事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 - (15)事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- 2 社員総会は、前項第 11 号又は第 12 号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の項目について決議することはできない。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

- 第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。・

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権 の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 解散及び継続
 - (7) 合併契約の承認
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条及び第35条第2項に定 める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の 枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、委任状を理事長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第 17 条 の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事及び理事会

(理事会の設置)

第20条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事の員数)

第21条 この法人の理事は、3名以上、12名以内とする。ただし、欠員3分の1を生ずるも法定数を欠かない限り次期の定時総会まで、補欠選任を行わないことができる。

(理事の選任方法)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事の選任決議は、議決権を行使することができる社員の議決権の2分の1以上を有する社員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に 報告しなければならない。

(理事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(代表理事及び役付理事)

第25条 理事会は、その決議によって代表理事を選定する。

2 理事会は、その決議によって理事長1名、常務理事若干名を定めることができ、業務 執行理事とする。

(理事の解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事の報酬等)

第27条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事には、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第 113 条 1 項で定める最低責任限 度額とする。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (2)重要な財産の処分及び譲受け
- (3)多額の借財
- (4)重要な使用人の選任及び解任
- (5)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (6) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (7)一般社団・財団法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (8)その他この法人の業務の執行に関する事蹟

(理事会の招集権者及び議長)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集し、議長となる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ 理事の中から定めた順序に従い、理事会を招集し、議長となる。

(理事会の招集通知)

第31条 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事及び幹事に対して発する。ただ

し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 代表理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録に署名又は記名押印するものは、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

第6章 監事

(監事の員数)

第35条 この法人に監事を設置する。

2 この法人の監事は、2名以内とする。

(監事の選任方法)

第36条 監事は、社員総会において選任する。

2 監事の選任決議は、議決権を行使することができる社員の議決権の2分の1以上を有する社員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監事の任期)

第37条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事は、第35条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第38条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(監事の解任)

第 39 条 監事は、第 17 条第 2 項の規定により、社員総会の決議によって解任することができる。

(監事の報酬等)

第40条 監事は無報酬とする。ただし、常勤の監事に対しては、社員総会において定める 総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を 報酬等として支給することができる。

2 監事には、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(監事の損害賠償責任の免除)

第41条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部監事との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第 113 条 1 項で定める最低責任限 度額とする。

第7章 財産及び会計

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、社員その他のものに対し、剰余金の分配をすることはできない。 2 社員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認 を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1)各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2)事業報告書
- (3)(1)、(2)の附属明細書
- (4)財産目録
- (5)社員名簿
- (6)役員名簿
- (7)役員の報酬の支給の基準を記載した書類
- (8)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会3分の2の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、次の事由により解散する。

(1)第12条第1項第8号に規定する社員総会によりよる解散の決議があったとき

- (2)社員の数が2名以下となったときが欠けたこと
- (3)合併(当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る)
- (4)破産手続開始の決定
- (5)裁判所による解散命令があったとき

第9章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第49条 この法人は、次の号に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1)定款
- (2)社員名簿
- (3)社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4)社員総会の議事録
- (5)理事会の議事録
- (6)会計帳簿
- (7)事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- (8)各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- (9)財産目録
- (10)役員名簿
- (11)役員の報酬等の支給基準
- (12)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 許認可及び登記に関する書類
- 2 前項第1号、第6号及び第10号から第13号に掲げる書類については、従たる事務所 にも備え置くものとする。
- 3 帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については5年間とする。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第51条 この法人に事務局を置き、職員の任免は代表理事が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の 決議を経て、理事長が定める。

第11章 附則

(設立時理事、設立時監事、及び設立時代表理事)

第53条 この法人の設立時理事及び代表理事、並びに設立時監事は、第22条及び第36条の規定にかかわらず、次のとおりである。

設立時理事

岩澤 信夫

仁木 崇雄

徳岡 弘志

有川 晴彦

設立時代表理事

岩澤 信夫

有川 晴彦

設立時監事

佐藤 雅人

(設立時社員)

第54条 この法人の設立時社員の住所及び氏名は次のとおりである。

(住所) 京都市伏見区新町5丁目498番地の7

(氏名) 有川 晴彦

(住所) 京都市伏見区西大黒町1040番地7

(氏名) 佐藤 雅人

(設立当初の事業年度)

第 55 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、 成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の入会金及び会費の額)

第56条 この法人の設立時の正会員の入会金及び会費、並びに賛助会費の額は、第7条の 規定にかかわらず、次のとおりである。

- 1 正 会 員 入会金 1万円
 - 年 額 5千円
- 2 賛助会員 年額1口 1万円

(法令の準拠)

第57条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人不耕起自然農法推進機構の設立のため、この定款を作成し、設立時社 員が次に記名押印する。

平成 21 年 10 月 7 日

設立時社員 有川 晴彦 ⑩

設立時社員 佐藤雅人 ⑩